

提出書類一覧（農地法第4条）

※生産緑地の転用に当たっては、所定の手続きが必要です。
 相続税等の納税猶予の対象農地は、税務署と調整の上で転用してください。
 ※届出書の添付書類は、すべて発行後3ヶ月以内のものでお願いします。

No.	書 類	備 考
●必ず必要な書類		
1	農地転用届出書	様式第 25 号
2	届出地の登記事項全部証明書	法務局で交付
3	届出地の公図	法務局で交付。※届出地を着色
4	位置図 [1/1500 程度]	任意の地図。 ※届出地を着色
5	地区農会長の意見書	(届出地の地区農会長に依頼)
6	事業計画図（建築物の平面図・立面図・配置図、進入路、用排水施設、駐車場の場合は駐車区画、資材置場の場合は何を何処に置くかを明示）	
●場合によって必要な書類		
7	届出者の現住所と上記 2 の登記上の住所が異なる場合 ・ 関連を証明する書類（住居表示変更証明・住民票・戸籍附表等）	
8	届出地の隣接地の現況が農地の場合 ・ 隣地同意書（隣接農地の耕作者全員分の同意書）	
9	届出地が下記の土地改良区内にある場合 ▶大鹿土地改良区(大鹿・瑞穂町・瑞ヶ丘（各々全域）、瑞原 1 丁目の一部、緑ヶ丘 1 丁目) ▶千僧土地改良区(千僧の一部) ▶森本井土地改良区(森本) ▶九名井土地改良区(口酒井、岩屋) ・ 土地改良区理事長が証明する「届出済書」	
10	届出地が賃貸借の目的となっている場合 ・ 農地法第 18 条第 1 項の合意解約があったことを証する書類	
11	現況がすでに農地ではない場合 ⇒下記の農業委員会事務局にご相談ください。	
12	届出者の相続登記が未了の場合、以下の相続関係を確認する書類	
	① 相続関係図☆ ② 遺産分割協議書(写) ③ 相続人全員の戸籍謄本※☆ ④ 被相続人の除籍謄本・原戸籍謄本※☆	☆印分は、法務局が交付する「法定相続情報一覧図の写し」に代えることができます。 ※印分は、受付時に写しと原本の提示がある場合は、原本は確認後に返却します。
	◆相続人全員の連名で、実印を押印して届出することも可能です。その場合は、上記の②遺産分割協議書(写)の提出に代えて、⑥の住民票を相続人全員分提出する必要があります。	
*その他、届出内容により、上記に記載のない書類が必要になる場合があります。		

- 代理人名義での届出書提出は行政書士による場合のみで、所定の文書が必要となります。
- 届出書の当月分の審査にかかる受付期間は、毎月5日から10日までです。
10日が土曜・日曜・閉庁日の場合は、その前の開庁日で受付を終了します。
- 受付期間終了後、問題がなければ1～2週間程度で受理証を交付します。
受理書を受領する際は、本人確認書類（免許証等）が必要です。
代理人が受領する場合は、届出者が押印した委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
- 転用行為の着手は、受理書の交付を受けた後でなければできません。
- 受理書の交付後、必ず法務局で地目変更の登記手続きを行ってください。

問い合わせ先 伊丹市農業委員会事務局 TEL 072-784-8094 Fax 072-780-3532